

令和3年8月11日からの大雨により被災された皆様への支援制度について

このたびの大雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

広島市では、次のような支援制度を設けています。支援制度の詳細については、本市ホームページを御覧いただくか各担当課等へお問い合わせください。

【支援策一覧】

区 分	内 容	受付状況	担当課等
罹 災 証 明 書 等 に 関 する こ と	罹災(火災以外)証明書の交付 ※建物に備え付けた給湯器が土砂等により故障した場合、一部損壊に当たる場合がありますので、窓口課へ御相談ください。	受付中	中区地域起こし推進課(TEL:504-2820) 東区地域起こし推進課(TEL:568-7705) 南区地域起こし推進課(TEL:250-8935) 西区地域起こし推進課(TEL:532-1023)
	罹災(火災以外)証明書の交付手数料の免除 罹災(火災以外)証明書(災害により、建物が被害を受けた事実及び被害の程度を証明する書類)の交付手数料を免除します。 ※自動車、カーポート、門扉や塀、テレビなどは対象になりません。	受付中	安佐南区地域起こし推進課(TEL:831-4926) 安佐北区地域起こし推進課(TEL:819-3905) 安芸区地域起こし推進課(TEL:821-4905) 佐伯区地域起こし推進課(TEL:943-9704)
	り災(火災)証明書の交付手数料の免除	受付中	中消防署警防課(TEL:541-2700 FAX:542-7720) 東消防署警防課(TEL:263-8401 FAX:263-7489) 南消防署警防課(TEL:261-5181 FAX:261-5191) 西消防署警防課(TEL:232-0381 FAX:232-3293) 安佐南消防署警防課 (TEL:877-4101 FAX:877-9462) 安佐北消防署警防課 (TEL:814-4795 FAX:814-9931) 安芸消防署警防課(TEL:822-4349 FAX:822-9119) 佐伯消防署警防課(TEL:921-2235 FAX:921-5336)
	被災証明書の交付 1 罹災証明書の対象とならない物件等(個人が所有する車、バイク等)について、被災したことの証明を行います。 ※証明を必要とする提出先が決まっている場合に限ります。 2 申請に必要な書類 ・ 被災証明書交付申請書 ・ 被災したことが確認できる写真、被災場所の位置図など	受付中	中区地域起こし推進課(TEL:504-2820) 東区地域起こし推進課(TEL:568-7705) 南区地域起こし推進課(TEL:250-8935) 西区地域起こし推進課(TEL:532-1023) 安佐南区地域起こし推進課(TEL:831-4926) 安佐北区地域起こし推進課(TEL:819-3905) 安芸区地域起こし推進課(TEL:821-4905) 佐伯区地域起こし推進課(TEL:943-9704)
	被災証明書の交付手数料の免除 被災証明書の交付手数料を免除します。	受付中	

区 分	内 容	受付状況	担当課等																				
見舞金等の支給に関すること	被災者生活再建支援補助金 住家が全壊・全流失した世帯、住家が半壊しやむを得ず解体した世帯、大規模半壊世帯及び中規模半壊世帯等に対して、住家の被害程度や再建方法に応じて補助金を交付します。 (支給例) 世帯の構成員が複数で全壊世帯が建設・購入する場合 300万円 ※広島県及び広島市からそれぞれ150万円を交付します。	受付終了	中区生活課(TEL:504-2568 FAX:504-2175) 東区生活課(TEL:568-7725 FAX:264-5271) 南区生活課(TEL:250-4103 FAX:254-9184) 西区生活課(TEL:294-6109 FAX:294-6311) 安佐南区生活課(TEL:831-4939 FAX:870-2255) 安佐北区生活課(TEL:819-0575 FAX:819-0602) 安芸区生活課(TEL:821-2804 FAX:821-2832) 佐伯区生活課(TEL:943-9725 FAX:923-1611) (健康福祉局保護自立支援課 (TEL:504-2138 FAX:504-2169))																				
	災害弔慰金 ・生計を主として維持されていた方の遺族 500万円 ・その他の方の遺族 250万円	受付中																					
	災害見舞金(国) ・重度の障害を受けた生計維持者の方 250万円 ・重度の障害を受けたその他の方 125万円	受付中																					
	災害見舞金(県) ・住家の全壊世帯 30万円 ・住家の半壊世帯 10万円	受付中																					
	災害見舞金(市) ・住家の全壊・流出世帯 30万円 ・住家の大規模半壊世帯 20万円 ・住家の半壊世帯 10万円 ・住家の床上浸水 5万円 ・負傷し1か月以上医師の治療を受ける必要がある方 10万円	受付中																					
	義援金の配分 ○対象となる人・世帯、配分金額 【人的被害】 <table><tr><td>被害区分</td><td>配分金額 (第1次)</td></tr><tr><td>亡くなられた方、行方不明の方</td><td>30万円</td></tr><tr><td>重傷者(災害により受傷し、1か月以上の治療を要した方)</td><td>15万円</td></tr></table> 【住家被害】 <table><tr><td>被害区分</td><td>罹災証明書の被害の程度</td><td>配分金額 (第1次)</td></tr><tr><td>全壊</td><td>全壊</td><td>30万円</td></tr><tr><td>半壊</td><td>大規模半壊 中規模半壊 半壊</td><td>15万円</td></tr><tr><td>一部損壊</td><td>準半壊</td><td>6万円</td></tr><tr><td>床上浸水</td><td>準半壊に至らない (一部損壊)の内、 床上浸水</td><td>3万円</td></tr></table> ※人的被害と住家被害の両方を受けた方は、それぞれ受け取ることができます。 ※第1次配分の申請をした方は、第2次配分以降の新たな申請手続きは不要です。	被害区分		配分金額 (第1次)	亡くなられた方、行方不明の方	30万円	重傷者(災害により受傷し、1か月以上の治療を要した方)	15万円	被害区分	罹災証明書の被害の程度	配分金額 (第1次)	全壊	全壊	30万円	半壊	大規模半壊 中規模半壊 半壊	15万円	一部損壊	準半壊	6万円	床上浸水	準半壊に至らない (一部損壊)の内、 床上浸水	3万円
	被害区分	配分金額 (第1次)																					
亡くなられた方、行方不明の方	30万円																						
重傷者(災害により受傷し、1か月以上の治療を要した方)	15万円																						
被害区分	罹災証明書の被害の程度	配分金額 (第1次)																					
全壊	全壊	30万円																					
半壊	大規模半壊 中規模半壊 半壊	15万円																					
一部損壊	準半壊	6万円																					
床上浸水	準半壊に至らない (一部損壊)の内、 床上浸水	3万円																					
			企画総務局政策企画課 (TEL:504-2014 FAX:504-2029) 中区生活課(TEL:504-2568 FAX:504-2175) 東区生活課(TEL:568-7725 FAX:264-5271) 南区生活課(TEL:250-4103 FAX:254-9184) 西区生活課(TEL:294-6109 FAX:294-6311) 安佐南区生活課(TEL:831-4939 FAX:870-2255) 安佐北区生活課(TEL:819-0575 FAX:819-0602) 安芸区生活課(TEL:821-2804 FAX:821-2832) 佐伯区生活課(TEL:943-9725 FAX:923-1611)																				

区 分	内 容	受付状況	担当課等
融 資 に 関 す る こ と	災害援護資金貸付 療養に要する期間が概ね1か月以上の負傷をされた世帯主の方や、住宅の全壊、半壊又は家財の3分の1以上の損害を受けた方に対する貸付金 ・貸付限度額(350万円)及び所得制限有り	受付終了	中区生活課(TEL:504-2568 FAX:504-2175) 東区生活課(TEL:568-7725 FAX:264-5271) 南区生活課(TEL:250-4103 FAX:254-9184) 西区生活課(TEL:294-6109 FAX:294-6311) 安佐南区生活課(TEL:831-4939 FAX:870-2255) 安佐北区生活課(TEL:819-0575 FAX:819-0602) 安芸区生活課(TEL:821-2804 FAX:821-2832) 佐伯区生活課(TEL:943-9725 FAX:923-1611) (健康福祉局保護自立支援課 (TEL:504-2138 FAX:504-2169))
	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	受付中	中区福祉課児童福祉係(TEL:504-2569) 東区福祉課児童福祉係(TEL:568-7733) 南区福祉課児童福祉係(TEL:250-4131) 西区福祉課児童福祉係(TEL:294-6342) 安佐南区福祉課児童福祉係(TEL:831-4945) 安佐北区福祉課児童福祉係(TEL:819-0605) 安芸区福祉課児童福祉係(TEL:821-2813) 佐伯区福祉課児童福祉係(TEL:943-9732) こども未来局こども青少年支援部(TEL:504-2723)
	生活福祉資金貸付制度 低所得世帯、障害者世帯、65歳以上の高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)の方に対する次の経費への貸付金 <福祉費> ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 貸付限度額 150万円 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 貸付限度額 250万円 ※貸付には書類提出や審査等があります。 ※災害援護資金貸付などの他法・他制度による借入等の利用ができる場合は、貸付の対象になりません。	受付中	中区社会福祉協議会(TEL:249-3114) 東区社会福祉協議会(TEL:263-8443) 南区社会福祉協議会(TEL:251-0525) 西区社会福祉協議会(TEL:294-0104) 安佐南区社会福祉協議会(TEL:831-5011) 安佐北区社会福祉協議会(TEL:814-0811) 安芸区社会福祉協議会(TEL:821-2501) 佐伯区社会福祉協議会(TEL:921-3113)
	広島市災害復興住宅特別貸付 住宅に被害を受け、広島市内に自ら住む住宅を、建設・購入又は補修される個人の方で、「住宅金融支援機構の災害復興住宅融資」を受け、なおかつ資金が不足する方に対して貸付(広島市と契約した取扱金融機関が貸付)を行います。 【参考】住宅金融支援機構の災害復興住宅融資 自然災害により被害を受けた方に対し、住宅の建設、購入、補修に必要な資金を融資するものです。 <問合せ先> 住宅金融支援機構お客様コールセンター (TEL:0120-086-353)	受付終了	都市整備局住宅部住宅政策課 (TEL:504-2291 FAX:504-2308)

区 分		内 容	受付状況	担当課等
住 ま い に 関 する 事 項	仮住宅の提供	市営住宅、県営住宅、民間賃貸住宅を災害被災者用の仮住宅として提供します。 (寝具・日用品等及び家電製品の提供を含みます。)	受付終了	1 市営住宅、県営住宅の提供について 中区建築課(TEL:504-2823) 東区建築課(TEL:568-7743) 南区建築課(TEL:250-8949) 西区建築課(TEL:532-0953) 安佐南区建築課(TEL:831-4954) 安佐北区建築課(TEL:819-3937) 安芸区建築課(TEL:821-2830) 佐伯区建築課(TEL:943-9757) 都市整備局住宅政策課管理係 (TEL:504-2293) 2 借上げ民間賃貸住宅の提供について 都市整備局住宅政策課計画係 (TEL:504-2292)
	寝具・日用品等の提供	仮住宅の提供を受けられた方以外で、住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けられた方へ、寝具・日用品等を提供します。 (家電製品の提供はありません。)	受付終了	中区生活課(TEL:504-2568 FAX:504-2175) 東区生活課(TEL:568-7725 FAX:264-5271) 南区生活課(TEL:250-4103 FAX:254-9184) 西区生活課(TEL:294-6109 FAX:294-6311) 安佐南区生活課(TEL:831-4939 FAX:870-2255) 安佐北区生活課(TEL:819-0575 FAX:819-0602) 安芸区生活課(TEL:821-2804 FAX:821-2832) 佐伯区生活課(TEL:943-9725 FAX:923-1611) (健康福祉局健康福祉企画課 (TEL:504-2144 FAX:504-2169))
	宅地内の土砂等の撤去に関する事	宅地内に流入し堆積した土砂等の撤去	受付終了	下水道局河川防災課(TEL:504-2377)
	被災家屋の解体・撤去に関する事	被災した家屋(全壊・大規模半壊・半壊)の解体・撤去	受付終了	
	自費撤去された方への費用償還に関する事	土砂混じりがれき・被災建築物を既に自費撤去された方への費用償還	受付終了	
	手数料等の減額・免除	建築確認申請等手数料の免除	受付終了	中区建築課(TEL:504-2579) 東区建築課(TEL:568-7745) 南区建築課(TEL:250-8960) 西区建築課(TEL:532-0950) 安佐南区建築課(TEL:831-4953) 安佐北区建築課(TEL:819-3938) 安芸区建築課(TEL:821-4929) 佐伯区建築課(TEL:943-9745) (都市整備局建築指導課(TEL:504-2288))
		応急修繕等に係る建築確認申請等の免除	受付終了	
		宅地造成工事許可申請手数料の免除	受付中	都市整備局宅地開発指導課指導調整係 (TEL:504-2285)
		給水装置工事の各手数料等の免除	受付終了	水道局中部管理事務所(TEL:511-6877) 水道局東部管理事務所(TEL:223-6611) 水道局西部管理事務所(TEL:923-4122) 水道局北部管理事務所(TEL:843-9220) (水道局給水課(TEL:511-6864))

区	分	内 容	受付状況	担当課等
住 ま い に 関 する こと	衛生相談 に 関 す る こと	井戸等の飲用水の衛生相談・指導 大雨等の影響で井戸水の汚染が疑われる場合に、衛生相談・指導を行います。	受付中	健康福祉局環境衛生課(TEL:241-7408)
		家屋の消毒方法に関する衛生相談	受付中	健康福祉局健康推進課(TEL:504-2622)
	建築相談	被災住宅及び建築物の復旧等に関する建築相談	受付中	中区建築課(TEL:504-2579) 東区建築課(TEL:568-7745) 南区建築課(TEL:250-8960) 西区建築課(TEL:532-0950) 安佐南区建築課(TEL:831-4953) 安佐北区建築課(TEL:819-3938) 安芸区建築課(TEL:821-4929) 佐伯区建築課(TEL:943-9745) (都市整備局建築指導課 (TEL:504-2287・504-2288))
	住宅の応 急 修 理	災害による被害を受けた住宅に対し、日常生活に必要な最小限度の部分に応急的に補修	受付終了	
	施設での 一時受入	母子生活支援施設への一時受入	受付中	中区福祉課児童福祉係(TEL:504-2569) 東区福祉課児童福祉係(TEL:568-7733) 南区福祉課児童福祉係(TEL:250-4131) 西区福祉課児童福祉係(TEL:294-6342) 安佐南区福祉課児童福祉係(TEL:831-4945) 安佐北区福祉課児童福祉係(TEL:819-0605) 安芸区福祉課児童福祉係(TEL:821-2813) 佐伯区福祉課児童福祉係(TEL:943-9732) こども未来局こども青少年支援部(TEL:504-2161)
ご み 等 の 処 分 に 関 する こと	ごみ等の 処 理	災害ごみ(災害で発生した片づけごみ [家庭ごみ])の処理	受付中	中環境事業所(TEL:241-0779 FAX:241-1407) 南環境事業所(TEL:286-9790 FAX:286-9791) 西環境事業所(TEL:277-6404 FAX:277-6406) 安佐南環境事業所(TEL:848-3320 FAX:848-4411) 安佐北環境事業所(TEL:814-7884 FAX:814-7894) 安芸環境事業所(TEL:884-0322 FAX:884-0324) 佐伯環境事業所(TEL:922-9211 FAX:922-9221)
		ごみステーションの管理用具の貸与	受付中	
	し 尿 の 処 理	し尿手数料の減免	受付終了	環境局業務第二課(TEL:504-2222 FAX:504-2229) (東区の福田・馬木・温品・上温品地域及び安芸区) 安芸地区衛生施設管理組合業務課 (TEL:885-2534)
農 地 に 関 する こと	農地の災 害復旧に 関 する こと	農地内に流入し堆積した土砂等の処理 や石積み・あぜの崩壊などの復旧	受付終了	経済観光局農林整備課(TEL:504-2752) 東区地域整備課(TEL:568-7749) 南区地域整備課(TEL:250-8963) 西区地域整備課(TEL:532-0952) 安佐南区農林課(TEL:831-4951) 安佐北区農林課(TEL:819-3934) 安芸区農林課(TEL:821-4947) 佐伯区農林課(TEL:943-9751)
学 校 に 関 する こと	授業料等 の 減 額 ・ 免 除 等	市立高等学校授業料等の減免	受付終了	教育委員会学事課(TEL:504-2469)
		広島市立看護専門学校授業料の減免	受付終了	広島市立看護専門学校総務課 (TEL:243-6190)
	教科書等	教科書・教材・学用品の給与	受付終了	教育委員会学事課(TEL:504-2469)

区 分		内 容	受付状況	担当課等
税金・納付金の減免・免除等に関する事	税金	市税の減免等(市民税、固定資産税等) 1 市税の減免 2 市税等の軽減措置 3 申告等に関する期限の延長 4 市税の徴収猶予	受付中	1(市税の減免)～3(申告等に関する期限の延長)について 中央市税事務所第一市民税係 (TEL:504-2564 FAX:504-2378) 南税務室 (TEL:250-8946 FAX:254-2624) 東部市税事務所市民税係 (TEL:568-7719 FAX:567-6006) 安芸税務室 (TEL:821-4913 FAX:824-0411) 西部市税事務所第一市民税係 (TEL:532-0942 FAX:232-2127) 佐伯税務室 (TEL:943-9716 FAX:943-3310) 北部市税事務所第一市民税係 (TEL:831-4935 FAX:877-6288) 安佐北税務室 (TEL:819-3913 FAX:815-1650) 4(市税の徴収猶予)について 財政局収納対策部各課 (FAX:249-3901 各課共通) 中区:徴収第一課(TEL:504-0131・504-0132) 東区:徴収第三課(TEL:504-0321) 南区:徴収第一課(TEL:504-0133) 西区:徴収第二課(TEL:504-0211・504-0212) 安佐南区:徴収第四課(TEL:504-0411・504-0412) 安佐北区:徴収第四課(TEL:504-0413) 安芸区:徴収第三課(TEL:504-0322) 佐伯区:徴収第二課(TEL:504-0213) 市外:徴収第三課(TEL:504-0323) 高額滞納分:特別滞納整理課(TEL:504-2128)
		市税証明等の交付手数料の免除 1 免除する証明書の種類 ・納税証明書 ・課税証明書 ・固定資産課税台帳登録事項証明書 ・住宅用家屋証明書 2 申請手続の際に確認させていただくこと ・窓口に来た方がご本人であること(運転免許証等) ・罹災された方であること(り災証明書、現況写真等) 3 留意事項 被災を原因として行う各種手続のために請求するものに限りません。また、コンビニエンスストア等の店舗で請求される場合は手数料の免除はありません。	受付中	中央市税事務所管理係 (TEL:504-2558 FAX:504-2378) 南税務室 (TEL:250-8946 FAX:254-2624) 東部市税事務所管理係 (TEL:568-7715 FAX:567-6006) 安芸税務室 (TEL:821-4913 FAX:824-0411) 西部市税事務所管理係 (TEL:532-0937 FAX:232-2127) 佐伯税務室 (TEL:943-9716 FAX:943-3310) 北部市税事務所管理係 (TEL:831-4932 FAX:877-6288) 安佐北税務室 (TEL:819-3913 FAX:815-1650) 財政局市民税課法人課税係 (TEL:504-2093 FAX:504-2129) 財政局収納対策部徴収企画課 (TEL:082-504-0155 FAX:082-249-3901)
	医療・保険等	後期高齢者医療費の一部負担金の減免等	受付中	中区福祉課(TEL:504-2570) 東区福祉課(TEL:568-7730) 南区福祉課(TEL:250-4107) 西区福祉課(TEL:294-6218) 安佐南区福祉課(TEL:831-4941) 安佐北区福祉課(TEL:819-0585) 安芸区福祉課(TEL:821-2808) 佐伯区福祉課(TEL:943-9729)
		後期高齢者医療保険料の減免等	受付中	(健康福祉局保健部保険年金課福祉医療係 (TEL:504-2158))

区 分		内 容	受付状況	担当課等
税金・納付金の減免等に関する事 医療・保険等		介護保険利用者負担額の減免	受付中	中区福祉課高齢介護係 (TEL:504-2478 FAX:504-2175) 東区福祉課高齢介護係 (TEL:568-7732 FAX:568-7781) 南区福祉課高齢介護係 (TEL:250-4138 FAX:254-9184) 西区福祉課高齢介護係 (TEL:294-6585 FAX:233-9621) 安佐南区福祉課高齢介護係 (TEL:831-4943 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課高齢介護係 (TEL:819-0621 FAX:819-0602) 安芸区福祉課高齢介護係 (TEL:821-2823 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課高齢介護係 (TEL:943-9730 FAX:923-1611)55) (健康福祉局介護保険課認定・給付係 (TEL:504-2363 FAX:504-2136))
		介護保険料の減免等	受付中	中区福祉課高齢介護係 (TEL:504-2478 FAX:504-2175) 東区福祉課高齢介護係 (TEL:568-7732 FAX:568-7781) 南区福祉課高齢介護係 (TEL:250-4138 FAX:254-9184) 西区福祉課高齢介護係 (TEL:294-6585 FAX:233-9621) 安佐南区福祉課高齢介護係 (TEL:831-4943 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課高齢介護係 (TEL:819-0621 FAX:819-0602) 安芸区福祉課高齢介護係 (TEL:821-2823 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課高齢介護係 (TEL:943-9730 FAX:923-1611)55) (健康福祉局介護保険課管理係 (TEL:504-2173 FAX:504-2136))
		国民健康保険医療費の一部負担金の減免	受付中	中区保険年金課(TEL:504-2555) 東区保険年金課(TEL:568-7711) 南区保険年金課(TEL:250-8941) 西区保険年金課(TEL:532-0933) 安佐南区保険年金課(TEL:831-4929) 安佐北区保険年金課(TEL:819-3909) 安芸区保険年金課(TEL:821-4910) 佐伯区保険年金課(TEL:943-9712) (健康福祉局保健部保険年金課保険係 (TEL:504-2157))

区	分	内 容	受付状況	担当課等
税 金 ・ 納 付 金 の 減 免 ・ 免 除 等 に 関 する 事 項	医 療 ・ 保 険 等	国民健康保険料の減免等	受付中	(減免について) 中区保険年金課(TEL:504-2555) 東区保険年金課(TEL:568-7711) 南区保険年金課(TEL:250-8941) 西区保険年金課(TEL:532-0933) 安佐南区保険年金課(TEL:831-4929) 安佐北区保険年金課(TEL:819-3909) 安芸区保険年金課(TEL:821-4910) 佐伯区保険年金課(TEL:943-9712) (健康福祉局保健部保険年金課保険係 (TEL:504-2157)) (徴収猶予について) 財政局収納対策部各課 (FAX:249-3901 各課共通) 中区:徴収第一課(TEL:504-0131・504-0132) 東区:徴収第三課(TEL:504-0321) 南区:徴収第一課(TEL:504-0133) 西区:徴収第二課(TEL:504-0211・504-0212) 安佐南区:徴収第四課(TEL:504-0411・504-0412) 安佐北区:徴収第四課(TEL:504-0413) 安芸区:徴収第三課(TEL:504-0322) 佐伯区:徴収第二課(TEL:504-0213) 市外:徴収第三課(TEL:504-0323) 高額滞納分:特別滞納整理課(TEL:504-2128)
		国民年金保険料の免除		中区保険年金課(TEL:504-2556) 東区保険年金課(TEL:568-7712) 南区保険年金課(TEL:250-8944) 西区保険年金課(TEL:532-0935) 安佐南区保険年金課(TEL:831-4931) 安佐北区保険年金課(TEL:819-3910) 安芸区保険年金課(TEL:821-4910) 佐伯区保険年金課(TEL:943-9713) ※なお 出張所で手続きが可能かどうかは 各区に お問い合わせください。 (健康福祉局保健部保険年金課管理係 (TEL:504-2159))
	高 齢 福 祉	養護老人ホーム入所者負担金の減免	受付中	中区地域支えあい課地域包括支援係 (TEL:504-2852 FAX:504-2175) 東区地域支えあい課地域包括支援係 (TEL:568-7731 FAX:568-7790) 南区地域支えあい課地域包括支援係 (TEL:250-4109 FAX:254-9184) 西区地域支えあい課地域包括支援係 (TEL:294-6512 FAX:294-6113) 安佐南区地域支えあい課地域包括支援係 (TEL:831-4568 FAX:870-2255) 安佐北区地域支えあい課地域包括支援係 (TEL:819-0587 FAX:819-0602) 安芸区地域支えあい課地域包括支援係 (TEL:821-2810 FAX:821-2832) 佐伯区地域支えあい課地域包括支援係 (TEL:943-9728 FAX:923-1611) 健康福祉局高齢福祉課福祉係 (TEL:504-2145 FAX:504-2136)

区 分		内 容	受付状況	担当課等
税 金 ・ 納 付 金 の 減 免 ・ 免 除 等 に 関 する 事 項	児童福祉	保育料・副食費の減免等	受付中	(保育料・副食費の減免について) 中区福祉課児童福祉係 (TEL:504-2569 FAX:504-2175) 東区福祉課児童福祉係 (TEL:568-7733 FAX:568-7781) 南区福祉課児童福祉係 (TEL:250-4131 FAX:254-9184) 西区福祉課児童福祉係 (TEL:294-6342 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課児童福祉係 (TEL:831-4945 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課児童福祉係 (TEL:819-0605 FAX:819-0602) 安芸区福祉課児童福祉係 (TEL:821-2813 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課児童福祉係 (TEL:943-9732 FAX:923-1611)
			受付中	(保育料の徴収猶予について) 財政局収納対策部各課 (FAX:249-3901 各課共通) 中区:徴収第一課(TEL:504-0131・504-0132) 東区:徴収第三課(TEL:504-0321) 南区:徴収第一課(TEL:504-0133) 西区:徴収第二課(TEL:504-0211・504-0212) 安佐南区:徴収第四課(TEL:504-0411・504-0412) 安佐北区:徴収第四課(TEL:504-0413) 安芸区:徴収第三課(TEL:504-0322) 佐伯区:徴収第二課(TEL:504-0213) 市外:徴収第三課(TEL:504-0323) 高額滞納分:特別滞納整理課(TEL:504-2128)
		児童福祉施設(保育所を除く)徴収金の減免等	受付中	[減免について] 児童相談所施設・里親係(TEL:263-0694) [徴収猶予について] 財政局収納対策部各課 (FAX:249-3901 各課共通) 中区:徴収第一課(TEL:504-0131・504-0132) 東区:徴収第三課(TEL:504-0321) 南区:徴収第一課(TEL:504-0133) 西区:徴収第二課(TEL:504-0211・504-0212) 安佐南区:徴収第四課(TEL:504-0411・504-0412) 安佐北区:徴収第四課(TEL:504-0413) 安芸区:徴収第三課(TEL:504-0322) 佐伯区:徴収第二課(TEL:504-0213) 市外:徴収第三課(TEL:504-0323) 高額滞納分:特別滞納整理課(TEL:504-2128)

区 分		内 容	受付状況	担当課等
税 金 ・ 納 付 金 の 減 免 ・ 免 除 等 に 関 する 事 項	障 害 福 祉	障害福祉サービス利用者負担額の減免	受付中	中区福祉課障害福祉係 (TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係 (TEL:568-7734 FAX:568-7781)
		障害児通所支援等利用負担額の減免	受付中	南区福祉課障害福祉係 (TEL:250-4132 FAX:254-9184) 西区福祉課障害福祉係 (TEL:294-6346 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL:831-4946 FAX:879-8565)
		補装具、日常生活用具給付に係る自己負担額の減免	受付中	安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL:819-0608 FAX:819-0602) 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL:821-2816 FAX:821-2832)
		重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免	受付中	佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL:943-9769 FAX:923-1611) (広島市健康福祉局障害自立支援課 (TEL:504-2148FAX:504-2256))
		心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	受付中	中区福祉課障害福祉係 (TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係 (TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係 (TEL:250-4132 FAX:254-9184) 西区福祉課障害福祉係 (TEL:294-6346 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL:831-4946 FAX:879-8565) 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL:819-0608 FAX:819-0602) 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL:943-9769 FAX:923-1611) (健康福祉局障害福祉課 (TEL:504-2147 FAX:504-2256))
水 道 ・ 下 水 道	水道料金及び下水道使用料の減免	受付終了	水道局中央営業所 中営業係(TEL:221-5522 FAX:511-6925) 東営業係(TEL:511-6922 FAX:511-6925) 南営業係(TEL:511-6933 FAX:221-3060) 西営業係(TEL:511-6944 FAX:221-3060) 水道局安佐南営業所 (TEL:831-4565 FAX:877-0679) 水道局安佐北営業所 (TEL:819-3958 FAX:814-8859) 水道局安芸営業所 (TEL:821-4949 FAX:823-6624) 水道局佐伯営業所 (TEL:923-4121 FAX:922-6985) (水道局営業課庶務係 (TEL:511-6832 FAX:221-3110)) (下水道局管理部管理課使用料係 (TEL:241-8258 FAX:248-8273))	

区	分	内 容	受付状況	担当課等
税金・納付金の減免・免除等に関すること	水道・下水道	水道料金等納入証明手数料の免除	受付中	水道局中央営業所 中営業係(TEL:221-5522 FAX:511-6925) 東営業係(TEL:511-6922 FAX:511-6925) 南営業係(TEL:511-6933 FAX:221-3060) 西営業係(TEL:511-6944 FAX:221-3060) 水道局安佐南営業所 (TEL:831-4565 FAX:877-0679) 水道局安佐北営業所 (TEL:819-3958 FAX:814-8859) 水道局安芸営業所 (TEL:821-4949 FAX:823-6624) 水道局佐伯営業所 (TEL:923-4121 FAX:922-6985) (水道局営業課庶務係 (TEL:511-6832 FAX:221-3110))
		下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の徴収猶予	受付終了	下水道局計画調整課調整係(TEL:504-2406)
	その他	住民票の写し等証明手数料及びマイナンバーカード等の再交付手数料の免除 1 免除する手数料 (1) 証明手数料 ・ 住民票の写し(除票を含む。) ・ 住民票記載事項証明書 ・ 印鑑登録証明書 ・ 戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)(除籍を含む。) ・ 戸籍の附票の写し(除附票を含む。) ・ 身分証明書 ・ 不在住証明書、不在籍証明書 (2) 再交付手数料 ・ マイナンバーカード 2 申請に必要な書類 本人確認書類、り災証明書(又は手数料免除の申出書)、委任状(代理人による申請に限る。)、印鑑登録証(印鑑登録証明書の申請に限る。) 3 留意事項 被災を原因として行う各種手続等のために申請するものに限りです。また、コンビニ交付サービスでは手数料免除に対応していないため、各区市民課等の窓口へお越しください。	受付中	中区市民課(TEL:504-2551 FAX:541-3835) 東区市民課(TEL:568-7708 FAX:262-6986) 温品出張所(TEL:289-2000) 南区市民課(TEL:250-8938 FAX:252-7179) 似島出張所(TEL:259-2511) 西区市民課(TEL:532-0930 FAX:232-9783) 安佐南区市民課(TEL:831-4928 FAX:877-2299) 佐東出張所(TEL:877-1311) 祇園出張所(TEL:874-3311) 沼田出張所(TEL:848-1111) 安佐北区市民課(TEL:819-3907 FAX:815-3906) 白木出張所(TEL:828-1211) 高陽出張所(TEL:842-1121) 安佐出張所(TEL:835-1111) 安芸区市民課(TEL:821-4908 FAX:822-8069) 中野出張所(TEL:893-2121) 阿戸出張所(TEL:856-0211) 矢野出張所(TEL:888-1112) 佐伯区市民課(TEL:943-9709 FAX:923-5098) 湯来出張所(TEL:0829-83-0111) (企画総務局区政課 (TEL:504-2112 FAX:504-2069))
		道路占用料の免除 1 被災を受けた建物の解体、解体後の新築及び被災を受けた建物の補修に必要な工事用仮囲等の工事用施設及び竹木等の工事用材料の占用料 2 道路占用許可申請の際、被災のあったことを証する書面(罹災証明書又はその写し)を提出してください。	受付中	中区維持管理課(TEL:504-2576 FAX:504-2554) 東区維持管理課(TEL:568-7739 FAX:262-6986) 南区維持管理課(TEL:250-8956 FAX:252-7179) 西区維持管理課(TEL:532-0946 FAX:532-0958) 安佐南区維持管理課 (TEL:831-4957 FAX:877-7749) 安佐北区維持管理課 (TEL:819-3941 FAX:819-3964) 安芸区維持管理課(TEL:821-4933 FAX:823-6358) 佐伯区維持管理課(TEL:943-9737 FAX:943-9765) (道路交通局道路管理課 (TEL:504-2151 FAX:504-2379))

区 分		内 容	受付状況	担当課等
税金・納付金の減免・免除等に関する事	そ の 他	電気料金等の特別措置 1 電気料金の支払期日の延長 2 不使用月の電気料金の免除 3 基本料金の一部免除	受付中	中国電力株式会社 お問合せ受付フリーダイヤル (TEL:0120-297-510)
		放送受信料の免除 NHKでは、災害救助法が適用された区域内において、建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、放送受信契約をいただいている皆さまからのお届けにより、令和3年8月から9月までの受信料が免除になります。	受付中	NHK広島放送局営業推進部 (TEL:504-5113 平日10時～17時)
償 還 条 件 の 緩和に関する事		市立病院の診療費等の後納又は分納	受付中	広島市民病院(TEL:212-3227 FAX:223-5514) 安佐市民病院(TEL:815-5211 FAX:815-3557) 舟入市民病院(TEL:232-6195 FAX:234-7302) リハビリテーション病院 (TEL:848-8001 FAX:848-8003) 自立訓練施設(TEL:849-2868 FAX:849-2872) 安芸市民病院(TEL:827-0121 FAX:827-0561)
		高齢者住宅整備資金貸付金の返済猶予	受付中	健康福祉局高齢福祉課福祉係 (TEL:504-2145 FAX:504-2136)
その他の生活救済に関する事		特別児童扶養手当等の支給に係る所得制限の適用除外	受付中	中区福祉課障害福祉係 (TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係 (TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係 (TEL:250-4132 FAX:254-9184) 西区福祉課障害福祉係 (TEL:294-6346 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL:831-4946 FAX:879-8565)
		難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買替えのための助成要件の緩和	受付中	安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL:819-0608 FAX:819-0602) 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL:943-9769 FAX:923-1611) (健康福祉局障害福祉課 (TEL:504-2147 FAX:504-2256))
		障害者(児)の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和	受付中	中区福祉課障害福祉係 (TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係 (TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係 (TEL:250-4132 FAX:254-9184) 西区福祉課障害福祉係 (TEL:294-6346 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL:831-4946 FAX:879-8565) 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL:819-0608 FAX:819-0602) 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL:943-9769 FAX:923-1611) (広島市健康福祉局障害自立支援課 (TEL:504-2148 FAX:504-2256))

区 分	内 容	受付状況	担当課等
その他の生活救済に関すること	傷病者搬送証明書の交付手数料の免除	受付中	消防局警防部救急課(TEL:546-3461) 中消防署警防課(TEL:541-2700) 東消防署警防課(TEL:263-8401) 南消防署警防課(TEL:261-5181) 西消防署警防課(TEL:232-0381) 安佐南消防署警防課(TEL:877-4101) 安佐北消防署警防課(TEL:814-4795) 安佐北消防署安芸太田出張所 (TEL:0826-32-2011) 安芸消防署警防課(TEL:822-4349) 佐伯消防署警防課(TEL:921-2235)
	被災された方への入浴支援サービス 被災され避難所や車中に避難されている方や、自宅が被災しお風呂が使用できない方に対して、市内の公衆浴場にご協力いただき、無料で入浴のサービスを実施します。	受付終了	健康福祉局環境衛生課(TEL:241-7408)
	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	受付中	中区福祉課児童福祉係(TEL:504-2569) 東区福祉課児童福祉係(TEL:568-7733) 南区福祉課児童福祉係(TEL:250-4131) 西区福祉課児童福祉係(TEL:294-6342) 安佐南区福祉課児童福祉係(TEL:831-4945) 安佐北区福祉課児童福祉係(TEL:819-0605) 安芸区福祉課児童福祉係(TEL:821-2813) 佐伯区福祉課児童福祉係(TEL:943-9732) こども未来局こども青少年支援部(TEL:504-2723)
	重度心身障害者医療費補助の支給要件の緩和	受付中	中区福祉課障害福祉係 (TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係 (TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係 (TEL:250-4132 FAX:252-2949) 西区福祉課障害福祉係 (TEL:294-6346 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL:831-4946 FAX:879-8565) 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL:819-0608 FAX:815-0466) 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL:943-9769 FAX:923-1611) (健康福祉局保健部保険年金課福祉医療係 (TEL:504-2158 FAX:504-2135))
	こども医療費補助の支給要件の緩和	受付中	中区福祉課児童福祉係 (TEL:504-2569 FAX:504-2175) 東区福祉課児童福祉係 (TEL:568-7733 FAX:568-7781) 南区福祉課児童福祉係 (TEL:250-4131 FAX:254-9184) 西区福祉課児童福祉係 (TEL:294-6342 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課児童福祉係 (TEL:831-4945 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課児童福祉係 (TEL:819-0605 FAX:819-0602) 安芸区福祉課児童福祉係 (TEL:821-2813 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課児童福祉係 (TEL:943-9732 FAX:923-1611) (健康福祉局保健部保険年金課福祉医療係 (TEL:504-2158 FAX:504-2135))
	ひとり親家庭等医療費補助の支給要件の緩和	受付中	中区福祉課児童福祉係 (TEL:504-2569 FAX:504-2175) 東区福祉課児童福祉係 (TEL:568-7733 FAX:568-7781) 南区福祉課児童福祉係 (TEL:250-4131 FAX:254-9184) 西区福祉課児童福祉係 (TEL:294-6342 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課児童福祉係 (TEL:831-4945 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課児童福祉係 (TEL:819-0605 FAX:819-0602) 安芸区福祉課児童福祉係 (TEL:821-2813 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課児童福祉係 (TEL:943-9732 FAX:923-1611) (健康福祉局保健部保険年金課福祉医療係 (TEL:504-2158 FAX:504-2135))

区 分	内 容	受付状況	担当課等
その他の生活救済に 関 する こ と	自立支援医療(育成医療・更生医療)に 係る自己負担上限月額の変更	受付中	中区福祉課障害福祉係 (TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係 (TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係 (TEL:250-4132 FAX:254-9184) 西区福祉課障害福祉係 (TEL:294-6346 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL:831-4946 FAX:879-8565) 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL:819-0608 FAX:819-0602) 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL:943-9769 FAX:923-1611) (健康福祉局障害自立支援課 (TEL:504-2148 FAX:504-2256)) (健康福祉局障害福祉課 (TEL:504-2147 FAX:504-2256))
	障害者あんしん電話の費用負担区分の 変更	受付中	中区福祉課障害福祉係 (TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係 (TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係 (TEL:250-4132 FAX:254-9184) 西区福祉課障害福祉係 (TEL:294-6346 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL:831-4946 FAX:879-8565) 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL:819-0608 FAX:819-0602) 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL:943-9769 FAX:923-1611) (健康福祉局障害自立支援課 (TEL:504-2148 FAX:504-2256)) (健康福祉局障害福祉課 (TEL:504-2147 FAX:504-2256))
	高齢者あんしん電話の費用負担区分の 変更	受付中	中区福祉課高齢介護係 (TEL:504-2570 FAX:504-2175) 東区福祉課高齢介護係 (TEL:568-7730 FAX:568-7781) 南区福祉課高齢介護係 (TEL:250-4107 FAX:254-9184) 西区福祉課高齢介護係 (TEL:294-6218 FAX:233-9621) 安佐南区福祉課高齢介護係 (TEL:831-4941 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課高齢介護係 (TEL:819-0585 FAX:819-0602) 安芸区福祉課高齢介護係 (TEL:821-2808 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課高齢介護係 (TEL:943-9729 FAX:923-1611) (健康福祉局高齢福祉課福祉係 (TEL:504-2145 FAX:504-2136))
ボ ラ ン テ ィ ア に 関 する こ と	ボランティアの派遣	受付終了	西区災害ボランティアセンター (080-2914-8093)※受付時間9～16時 安佐南区災害ボランティアセンター (080-2914-8216)、(080-2914-8217) ※受付時間9～16時 中区社会福祉協議会(TEL:249-3114) 東区社会福祉協議会(TEL:263-8443) 南区社会福祉協議会(TEL:251-0525) 安佐北区社会福祉協議会(TEL:814-0811) 安芸区社会福祉協議会(TEL:821-2501) 佐伯区社会福祉協議会(TEL:921-3113)
その他の相談等に 関 する こ と	配偶者等からの暴力(DV)に関する被 害者からの相談・女性相談	受付中	広島市配偶者暴力相談支援センター (TEL:504-2412) (月曜日～金曜日 10時～17時) (市民局人権啓発部男女共同参画課)
	男女共同参画推進センター「女性・男性 のためのなんでも相談」	受付中	女性専用電話(TEL:248-3315) (月曜日を除く10時～16時、水・木曜日は通常時間 プラス17時～20時) 男性専用電話(TEL:545-6160) (水曜日17時～20時及び土曜日13時～16時) (市民局人権啓発部男女共同参画課)

区 分	内 容	受付状況	担当課等
その他の相談等に関すること	差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット(パソコン・携帯電話・スマートフォン)で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。	受付中	みんなの人権110番 (TEL:0570-003-110 平日8:30～17:15) 子どもの人権110番 (TEL:0120-007-110 平日8:30～17:15) 女性の人権ホットライン (TEL:0570-070-810 平日8:30～17:15) インターネット人権相談受付窓口 (https://www.jinken.go.jp/ パソコン、携帯電話、スマートフォン共通) 外国語人権相談ダイヤル(Foreign language Human Rights Hotline) (TEL:0570-090-911 平日9:00～17:00) ※祝・休日を除きます。
	広島市・安芸郡外国人相談窓口 日本語の理解が十分でない外国人市民に対して窓口や電話での相談、生活関連情報の提供、行政機関への同行通訳などを行います。	受付中	広島国際会議場3階(TEL:241-5010) (月曜日～金曜日 9時～16時) 対応言語: 中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、英語、フィリピン語(金曜日のみ)